

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

環 境 局

目 次

1	令和3年度環境局予算編成方針	1
2	令和3年度における主要施策	2
3	予算第1号議案 令和3年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）	6
	(1) 歳入歳出予算一覧表	6
	(2) 歳入予算の説明	8
	(3) 歳出予算の説明	12
	(4) 債務負担行為	17
4	関連議案	18
	第20号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件 （環境局所管分）	
5	参 考	25
	当初予算額の推移（歳出）	

1 令和3年度環境局予算編成方針

現在、我々は新型コロナウイルス感染症という危機に直面しており、その対応は喫緊の課題となっている。このような中、廃棄物の収集・運搬・処理業務は、公衆衛生・市民生活の安定確保を図るうえで必要不可欠な業務であることが、広く社会的に再確認された。緊急事態宣言下という非常事態においても本市では、感染拡大防止策を十分に講じながら、途切れることなく廃棄物の収集・運搬・処理業務を継続し、市民の暮らしを守っていく。

また、廃プラスチックについては、海洋をはじめとした地球環境や人体に悪影響を与える危険性が高いことから、バーゼル法が改正され、本年1月より輸出入の規制が強化された。2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の考え方にに基づき、本市においても、プラスチックごみ問題への対応を進め、循環型リサイクルの構築に取り組んでいく。

他方近年は、毎年のように発生する集中豪雨や大型台風に象徴されるように、自然災害は激甚化・頻発化の様相を呈している。地球温暖化による気候変動の影響が顕在化するなか、本市では、神戸の豊かな自然環境を守り、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、再生可能エネルギーの普及や水素エネルギーの利用促進、ブルーカーボンの活用などに取り組み、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言した。神戸の持つ資源や特色を活かした施策の推進により、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていく。

本市は、全国に先駆けた昭和47年の「人間環境都市宣言」以来、地球温暖化対策をはじめとする持続可能な社会の実現に向け、環境問題に正面から取り組んできた。令和3年度は、デジタルトランスフォーメーションによる社会変革といった時代の急速な変化も見据えながら、ごみの減量や資源化、多様なエネルギーの活用や省エネルギーの推進、神戸の豊かな自然環境や健全で快適な都市環境の保全に向けた施策を各種展開し、SDGsに係る取り組みの進展に寄与するとともに、「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」の実現に向けて取り組んでいく。

2 令和3年度における主要施策

(1) プラスチックごみ問題への対応 61,500千円

現在実施されているプラスチックリサイクルが抱える様々な課題や問題点の解消に向けた取り組みや、市民に対する広報・啓発を進めていく。

また、プラスチックリサイクルの中でも取り組みが遅れている循環型リサイクルを推進するため、品目別回収に向けた調査・モデル実施を行うとともに、プラスチックのリデュースを促進するためのワンウェイプラスチックの使用削減や代替素材への転換、ぼい捨てごみの発生抑制を目指したスマートごみ箱の設置実証実験に取り組む。

(2) 「KOBÉ ストップ the 食品ロス」運動 10,160千円

「食品ロス削減に向けたアクションメニュー」に基づき、ナッジ（少しのきっかけで行動を変える手法）を活用した広報啓発を実施するとともに、フードドライブの拡大及びフードバンク団体への支援、本市から他都市にも広がっている「てまえどり」の啓発強化を行うなど、ターゲットに合わせた象徴的な取り組みを通じて、さらなる食品ロス削減に取り組む。

(3) 大型ごみの持ち出し支援事業のモデル実施、手数料納付のキャッシュレス決済導入

12,511千円

宅内から大型ごみを出すことが困難な世帯（要介護・要支援認定者、障がい者のみで構成される世帯）を対象に、利用世帯の費用負担による持ち出し支援事業のモデル実施を行う。

また、大型ごみの手数料の納付にかかる利便性向上を図るため、インターネットでの大型ごみ収集申込み時にキャッシュレス決済を選択できるシステムを導入する。

(4) 資源集団回収活動の支援 78,375千円

市民・地域団体主体のリサイクル活動の促進を図るため、古紙などの資源集団回収を実施している地域団体に対する助成を引き続き行うとともに、回収活動の拠点となる常設保管庫の設置助成を行う（上限20万円）。

(5) 西クリーンセンター延命化事業 2,084,400千円

稼働後26年が経過する西クリーンセンターについて、通常25年間程度の稼働期間を15年間延長して約40年の稼働を目指す長寿命化計画に基づいて、焼却施設や焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備等を部分更新する延命化工事を行う（平成30年～令和3年）。

(6) クリーンエネルギー自動車普及促進事業 11,082 千円

クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、事業者への補助を県と協調して実施するとともに、燃料電池自動車（FCV）については、市独自で個人にも補助対象を拡大する（クリーンエネルギー自動車と同種・同等のガソリン車との差額の1/6）。また、タクシーへの燃料電池自動車の導入補助についても、新たに県との協調の上実施する（定額100万円）。

併せて、災害による停電時に電動自動車（燃料電池自動車や電気自動車等）から天井照明等への外部給電（神戸モデル）を行うための施設改修費等に対する補助を行う（対象工事費用2/3補助、上限20万円等）。

(7) みんなで進めるエコなまちづくり事業 12,489 千円

マイボトルの利用や宅配便ロッカーの利用等のエコアクションを実践した市民に対して、スマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」のポイントを付与することで市民の環境に資する行動変容を促進するとともに、日常生活の中で排出されるCO₂をアプリ内で分かりやすく表示する機能を追加し、身近な取り組みがCO₂の排出削減につながることを見える化する。

(8) 住宅用太陽光発電等の共同購入事業 1,995 千円

再生可能エネルギーの普及による家庭部門の温室効果ガス排出削減を図るため、住宅用太陽光発電や家庭用蓄電池の購入を希望する市民を募り、入札で施工業者を選定することで、通常よりも安価に契約できる仕組みを活用した新たな普及促進策を実施する。

(9) 家庭のエネルギーの見える化、省エネ促進事業 11,050 千円

家庭の電気・ガス・水道使用量や発電量などが見える化し、省エネを促すHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム）機器と、高効率な発電システムである家庭用燃料電池（エネファーム）を同時設置する場合に、新たに補助を行う。（3万円/件）

また、エネファームを設置した市民に対して、スマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」でポイント（5,000円分/件）を付与する。

(10) オンサイトPPA等による市内事業者への再エネ導入促進事業 2,000 千円

初期費用なしで太陽光発電設備を導入できるオンサイトPPA（Power Purchase Agreement＝電力販売契約）など、市内中小事業者の再エネ導入促進につながる手法の普及拡大に向け、民間事業者等との協働により取り組む。

(11) 「KOBE COOL CHOICE」の取り組み 5,101 千円

with コロナ時代の新たな生活スタイルに対応し、地球温暖化対策につながる製品・サービス・行動の選択を促すことで本市の家庭部門における最終エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の更なる削減を図る、地球温暖化対策普及啓発事業「KOBE COOL CHOICE（賢い選択）」について、オンラインでの啓発を強化し、より多くの市民にアプローチできる啓発コンテンツの発信を行う。

(12) 生物多様性保全活動の推進 54,379 千円

「神戸市生物多様性の保全に関する条例」に基づき、希少野生動植物種の保全、外来種による生態系等に係る被害の防止など、自然共生社会の実現に向けた取り組みを実施する。

また、生物多様性保全の観点から不耕作地や放置竹林の管理・活用などを行い、里地里山の活性化につなげる事業や、ニホンイシガメの保全に向けた調査等にも取り組み、市民等による生物多様性の保全活動の活性化を推進する。

さらに、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるニホンジカについて、六甲山への侵入防止策を検討するための生息調査や、都市部におけるアライグマの捕獲体制強化に向けた生息調査も行う。

(13) 不法投棄防止対策 32,419 千円

山間部等の人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、本市が直接不法投棄防止カメラを設置することで監視を強化し、投棄しづらい環境を創出することで、不法投棄の未然防止を図っていく。

(14) クリーンセンターにおける計量等業務の委託化 33,000 千円

港島クリーンセンターにおける計量等業務について、民間活力を導入することで人員削減によるコスト削減を図る。

また、クリーンセンターのサービス強化への取り組みとして、令和3年度には従来から課題となっている三宮・元町周辺等の繁華街での早朝収集、カラス被害に対応するため、搬入開始時刻を午前8時から午前7時に早める実証実験を始める。

3 予算第1号議案 令和3年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧表

（単位：千円）

歳		入
款	項	金額
17	使用料及手数料	3,394,946
	1 使用料	20,981
	2 手数料	3,373,965
18	国庫支出金	692,348
	2 補助金	688,269
	3 委託金	4,079
19	県支出金	43,351
	2 補助金	5,351
	3 委託金	38,000
20	財産収入	36,551
	1 財産運用収入	26,991
	2 財産売払収入	9,383
	3 基金収入	177
22	繰入金	7,627
	2 基金繰入金	7,627
24	諸収入	3,159,684
	7 雑入	3,159,684
25	市債	2,759,000
	1 市債	2,759,000
合 計		10,093,507

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
6 環 境 費		23,147,486
	1 環 境 総 務 費	10,667,213
	2 環 境 保 全 費	309,258
	3 廃 棄 物 処 理 費	7,955,666
	4 環 境 施 設 整 備 費	4,215,349
合 計		23,147,486

(2) 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	3 年 度	2 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	3,394,946	3,503,365	△ 108,419	
1 使 用 料	20,981	22,103	△ 1,122	
5 環 境 使 用 料	20,981	22,103	△ 1,122	
1 環 境 施 設	20,981	22,103	△ 1,122	建物使用料等
2 手 数 料	3,373,965	3,481,262	△ 107,297	
1 証 紙 収 入	5,210	6,860	△ 1,650	
1 証 紙 収 入	5,210	6,860	△ 1,650	廃棄物処理業許可申請 手数料等
5 環 境 手 数 料	3,368,755	3,474,402	△ 105,647	
1 廃 棄 物 処 理	3,368,755	3,474,402	△ 105,647	クリーンセンター直接搬入手数料 266,199 事業系指定袋処理手数料 2,330,308 埋立処分地搬入手数料 82,868 破碎施設搬入手数料 73,599 資源物搬入手数料 376 事業系し尿搬入手数料 2,650 犬猫等死体処理手数料 9,161 公共土砂搬入手数料 324,000 家庭系大型ごみ処理手数料 279,594
18 国 庫 支 出 金	692,348	506,010	186,338	
2 補 助 金	688,269	503,814	184,455	
4 環 境 費 補 助	688,269	503,814	184,455	
1 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	2,133	1,471	662	補助率1/3
2 二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 対 策 事 業 費 補 助	686,136	502,343	183,793	補助率3/4又は1/2

(単位：千円)

款 項 目 節	3 年 度	2 年 度	比 較	説 明
3 委 託 金	4,079	2,196	1,883	
3 其 他 委 託 金	4,079	2,196	1,883	
4 公 害 対 策 委 託 金	4,079	2,196	1,883	化学物質環境汚染 実態調査等
19 県 支 出 金	43,351	40,708	2,643	
2 補 助 金	5,351	3,438	1,913	
12 其 他 補 助	5,351	3,438	1,913	
2 低 公 害 車 導 入 事 業 費 補 助	3,426	3,438	△ 12	補助率1/2
5 地 域 環 境 保 全 対 策 費 補 助	1,925	-	1,925	補助率7/10
3 委 託 金	38,000	37,270	730	
4 其 他 委 託 金	38,000	37,270	730	
1 河 川 美 化 業 務 委 託 金	38,000	37,270	730	県管理河川美化業務委託金
20 財 産 収 入	36,551	29,981	6,570	
1 財 産 運 用 収 入	26,991	27,417	△ 426	
1 貸 地 料	25,220	24,829	391	
3 一 般 土 地	25,220	24,829	391	埋立処分地貸地料 自動販売機設置貸地料
2 貸 家 料	1,771	2,588	△ 817	
7 一 般 建 物	1,771	2,588	△ 817	自動販売機設置貸家料
2 財 産 売 払 収 入	9,383	2,386	6,997	
3 物 品 売 却 代	9,383	2,386	6,997	
2 環 境 局	9,383	2,386	6,997	不用物品売却代

(單位：千円)

款 項 目 節	3 年 度	2 年 度	比 較	說 明
3 基金收入	177	178	△ 1	
1 基金收入	177	178	△ 1	
7 環境事業基金	177	178	△ 1	預金利子等
21 寄 附 金	-	1,120	△ 1,120	
1 寄 附 金	-	1,120	△ 1,120	
2 其 他 寄 附	-	1,120	△ 1,120	
△ 環 境 局	-	1,120	△ 1,120	
22 繰 入 金	7,627	2,745	4,882	
2 基金繰入金	7,627	2,745	4,882	
1 基金繰入金	7,627	2,745	4,882	
6 環境事業基金繰入	7,627	2,745	4,882	
24 諸 收 入	3,159,684	2,838,276	321,408	
7 雜 入	3,159,684	2,838,276	321,408	
2 延滞金加算金料及過料	1,000	1,200	△ 200	
4 環境局過料	1,000	1,200	△ 200	路上喫煙過料
4 弁 償 金	231,706	1,949	229,757	
2 自動車事故	1,000	1,000	-	
3 環境局弁償金	230,706	949	229,757	

(単位：千円)

款 項 目 節		3 年 度	2 年 度	比 較	説 明
	5 債 還 金	117,848	123,571	△ 5,723	
	20 環 境 局	117,848	123,571	△ 5,723	
	9 雑 入	2,809,130	2,711,556	97,574	
	10 環 境 局	2,809,130	2,711,556	97,574	クリーンセンター電気売却 1,762,556 事業系一般廃棄物 指定袋売却 407,439 資源リサイクルセンター缶売却 347,631 その他 291,504
25	市 債	2,759,000	2,072,900	686,100	
1	市 債	2,759,000	2,072,900	686,100	
	3 環 境 債	2,759,000	2,004,000	755,000	
	1 埋立処分地建設 事業公債	456,000	654,000	△ 198,000	布施畑環境センター整備等
	2 収集車両整備 事業公債	195,000	166,000	29,000	ごみ収集車両更新
	3 環境工場整備 事業公債	1,970,000	1,112,000	858,000	クリーンセンター 設備改修等
	4 事業所等整備 事業公債	138,000	72,000	66,000	事業所改修等
	△ 災 害 復 旧 債	-	68,900	△ 68,900	
	△ 環 境 施 設 災 害 復 旧 事 業 公 債	-	68,900	△ 68,900	大阪湾広域臨海センター 災害復旧工事に係る負担金
	合 計	10,093,507	8,995,105	1,098,402	

(3) 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	3 年 度	2 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 環 境 費	23,147,486	22,427,644	719,842	735,699	2,759,000	6,598,808	13,053,979
1 環 境 総 務 費	10,667,213	11,415,159	△ 747,946	39,925	-	3,203,721	7,423,567
1 職 員 費	9,235,825	9,563,411	△ 327,586	-	-	-	9,235,825
2 環 境 総 務 費	1,431,388	1,851,748	△ 420,360	39,925	-	3,203,721	△ 1,812,258
2 環 境 保 全 費	309,258	358,815	△ 49,557	13,313	1,000	26,275	268,670
1 環 境 保 全 費	309,258	358,815	△ 49,557	13,313	1,000	26,275	268,670
3 廃 棄 物 処 理 費	7,955,666	7,334,732	620,934	-	19,000	3,035,653	4,901,013
1 ご み 処 理 費	6,987,164	6,355,346	631,818	-	-	2,643,992	4,343,172
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	834,381	851,881	△ 17,500	-	-	385,266	449,115
3 し 尿 処 理 費	134,121	127,505	6,616	-	19,000	6,395	108,726
4 環 境 施 設 整 備 費	4,215,349	3,318,938	896,411	682,461	2,739,000	333,159	460,729
1 埋 立 処 分 地 整 備 費	883,993	1,229,290	△ 345,297	-	456,000	324,000	103,993
2 処 理 施 設 整 備 費	2,907,829	1,760,854	1,146,975	682,461	1,970,000	-	255,368
3 車 両 整 備 費	260,995	221,692	39,303	-	195,000	7,800	58,195
4 事 業 所 等 整 備 費	162,532	107,102	55,430	-	118,000	1,359	43,173
合 計	23,147,486	22,427,644	719,842	735,699	2,759,000	6,598,808	13,053,979

(款) 6 環境費 23,147,486 千円

(項) 1 環境総務費 10,667,213 千円

(目) 1 職員費 9,235,825 千円

職員の人件費で、その内容は次のとおりである。

1 環境職員費		8,873,456 千円
(1) 給料	4,308,239 千円	
(2) 職員手当等	2,927,648 千円	
① 扶養手当	181,605 千円	
② 地域手当	544,168 千円	
③ 特殊勤務手当	7,507 千円	
④ 期末・勤勉手当	1,882,058 千円	
⑤ 通勤手当	151,527 千円	
⑥ 住居手当	61,805 千円	
⑦ 其他手当	47,993 千円	
⑧ 児童手当	50,985 千円	
(3) 共済費	1,637,569 千円	
2 会計年度任用職員費		359,177 千円
3 委員報酬費		3,192 千円

(目) 2 環境総務費 1,431,388 千円

環境施策の総合的推進、または廃棄物の適正処理及び減量・資源化等を推進するための経費並びに一般管理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 環境施策の総合的推進		27,366 千円
(1) みんなで進めるエコなまちづくり事業	12,489 千円	
(2) エコタウンまちづくりの推進等	14,877 千円	
2 一般廃棄物の減量・資源化施策		433,117 千円
(1) プラスチックごみ問題への対応	61,500 千円	
(2) 「KOBE ストップ the 食品ロス」運動	10,160 千円	
(3) ごみに関する市民啓発(2Rの推進等)	5,203 千円	
(4) 事業系一般廃棄物の3区分の徹底	356,254 千円	
3 まちの美化対策		136,759 千円
(1) 路上喫煙対策	43,480 千円	
(2) 居住環境対策	2,599 千円	
(3) 市民の美化活動の支援	8,576 千円	
(4) 市民トイレ制度	4,815 千円	
(5) 河川美化	74,539 千円	
(6) 海岸漂着物対策	2,750 千円	

4	不法投棄対策及び産業廃棄物対策		488,433 千円
	(1) 不法投棄対策	32,419 千円	
	(2) 産業廃棄物対策	456,014 千円	
5	環境施設の維持補修費		52,191 千円
6	事業所等の管理費、事務費等		293,522 千円
(項) 2	環境保全費	309,258 千円	

(目) 1 環境保全費 309,258 千円

環境保全施策に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	環境保全施策の総合的推進		82,232 千円
	(1) 家庭用燃料電池(エネファーム)普及事業	11,050 千円	
	(2) 住宅用太陽光発電の普及事業	1,995 千円	
	(3) 神戸市地球温暖化防止実行計画の推進	14,153 千円	
	(4) 太陽光発電施設の適正な設置および維持管理の確保	234 千円	
	(5) 生物多様性保全活動の推進	54,379 千円	
	(6) 地球環境市民会議の運営	39 千円	
	(7) 環境保全審議会の運営	382 千円	
2	健全で快適な都市環境の創造		205,512 千円
	(1) 環境管理対策の総合的推進	16,322 千円	
	(2) 大気環境対策	22,853 千円	
	(3) 水環境対策	41,691 千円	
	(4) 土壌汚染対策	523 千円	
	(5) 化学物質対策	2,179 千円	
	(6) アスベスト対策	3,292 千円	
	(7) 合併処理浄化槽整備促進事業	20,100 千円	
	(8) 環境監視体制の整備	96,141 千円	
	(9) 環境影響評価の推進	2,411 千円	
3	自動車環境対策の推進		15,086 千円
	(1) 自動車環境対策の推進	4,004 千円	
	(2) クリーンエネルギー自動車普及促進事業	11,082 千円	
4	環境教育の充実		6,428 千円
	(1) 学校教育との連携	1,386 千円	
	(2) 環境学習の機会の提供	600 千円	
	(3) 人材育成と協働の推進	4,442 千円	

(項) 3 廃棄物処理費

7,955,666 千円

(目) 1 ごみ処理費

6,987,164 千円

ごみの収集・処理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		2,795,634 千円
	(1) 収集運搬に要する経費	2,568,888 千円	
	(2) 収集車両の維持管理費	226,746 千円	
2	破碎処理費		495,803 千円
3	焼却処理費		1,772,246 千円
4	埋立処分費		1,248,155 千円
5	作業管理費		71,467 千円
6	排出・分別ルールの徹底		588,941 千円
	(1) 分別収集・ルール徹底等に要する経費	30,621 千円	
	(2) 大型ごみの申告有料収集	432,110 千円	
	(3) 蛍光管の分別収集	27,376 千円	
	(4) カセットボンベ・スプレー缶の中間処理	91,080 千円	
	(5) 資源ごみの持ち去り対策	7,754 千円	
7	こうべ環境未来館の運営		14,918 千円

(目) 2 リサイクル推進費

834,381 千円

リサイクルの推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	資源リサイクルセンターの運営		355,005 千円
2	容器包装プラスチックの分別収集		334,175 千円
3	資源集団回収活動の支援		78,375 千円
4	ガラスカレットの資源化促進		38,610 千円
5	リサイクル工房の運営		13,177 千円
6	小型家電リサイクル事業		2,681 千円
7	焼却灰リサイクル事業		11,828 千円
8	家電リサイクルの費用等		530 千円

(目) 3 し尿処理費

134,121 千円

し尿の収集・処理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		63,792 千円
2	作業管理費		70,329 千円

(項) 4 環境施設整備費 4,215,349 千円

(目) 1 埋立処分地整備費 883,993 千円

埋立処分地の整備等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 埋立処分地の整備・設備の改修等 | 827,077 千円 |
| 2 大阪湾圏域広域処理場整備事業の建設委託 | 56,916 千円 |

(目) 2 処理施設整備費 2,907,829 千円

既設クリーンセンター等の整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 西クリーンセンター延命化事業 | 2,084,400 千円 |
| 2 クリーンセンターの設備改修等 | 472,720 千円 |
| 3 破碎選別施設の設備改修 | 314,277 千円 |
| 4 資源リサイクルセンターの設備改修 | 36,432 千円 |

(目) 3 車両整備費 260,995 千円

収集車両等の整備に要する経費である。

(目) 4 事業所等整備費 162,532 千円

環境事業所等の整備等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|---------------|------------|
| 1 既設事業所等の設備改修 | 160,083 千円 |
| 2 急速充電設備の維持管理 | 2,449 千円 |

(4) 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
1 事業系一般廃棄物指定袋作成	令和3～4年度	48,000千円
2 事業系一般廃棄物指定袋 保管・受注・配送	令和3～5年度	52,000千円
3 布施畑環境センター改修	令和3～4年度	38,000千円
4 東クリーンセンター改修	令和3～4年度	165,000千円
5 荇藻島クリーンセンター改修	令和3～4年度	14,000千円
6 東灘事業所改修	令和3～4年度	15,000千円
7 兵庫事業所改修	令和3～4年度	35,000千円

1 事業系一般廃棄物指定袋作成

事業系一般廃棄物の分別徹底と減量・資源化促進のため、指定袋の作成を行う。

2 事業系一般廃棄物指定袋保管・受注・配送

事業系一般廃棄物の指定袋を適正に保管するとともに、指定袋取扱店からの注文を受け、取扱店又は本市が指定する配送先に指定袋を配送する。

3 布施畑環境センター改修

布施畑環境センターの老朽化に伴う施設改修を行う。

4 東クリーンセンター改修

東クリーンセンターの老朽化に伴う施設改修を行う。

5 荇藻島クリーンセンター改修

荇藻島クリーンセンターの老朽化に伴う施設改修を行う。

6 東灘事業所改修

東灘事業所の老朽化に伴う施設改修を行う。

7 兵庫事業所改修

兵庫事業所の老朽化に伴う施設改修を行う。

4 関連議案

第 20 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（環境局関係）

1. 改正の理由

粗大ごみ（大型ごみ※）の建物内からの持ち出しに係る手数料の新設及び一部の品目の手数料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため、神戸市手数料条例を改正する。

※45 リットルの指定袋に入らない大きさのもの、又は 45 リットルの指定袋に入っても単品で 5 kg を超える重さのもの

2. 改正の概要

①宅内からの持ち出し支援に係る手数料の新設（別表第 1 3 の項及び備考 3）

所定の排出場所まで粗大ごみ（大型ごみ）を持ち出すことが困難と認められる対象者に対して、特別収集として、建物内からの持ち出し支援を新たに実施する。そのため、特別収集に係る手数料を新設するとともに、備考で対象者を定める。

項目	手数料額（新設）
特別収集（建物内からの粗大ごみ（大型ごみ）の収集）	600 円

※対象者

- (1) 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

②粗大ごみ（大型ごみ）処理手数料の適正化に伴う手数料額の改定（別表第 1 3 の項及び備考 1）

一部の品目（市長が別に定める品目）について、収集運搬の難易度に見合った手数料へ改定する。

項目	手数料額（改定）
市長が別に定める品目（規則で定める） スプリングマットレス、ソファベッド、電気マッサージ器、オルガン、電子オルガン（エレクトーン）、電子ピアノ、電動ベッド	1,200 円→3,000 円

③経過措置

改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集し、運搬し、及び処分の手続きを受けたものに適用し、同日前に申込みを受けたものについては、なお従前の例によることとする。

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日とする。ただし、適正化に伴う手数料額の改定については、同年 7 月 1 日とする。

第20号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(手数料)				(手数料)			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
種別	区分	手数料		種別	区分	手数料	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	一	10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円	3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円	
		般	20キログラム以下の1粗大ごみに			20キログラム以下の1粗大ごみにつき600円	

		つき600円
		30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円
		30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円
	特別収集	一般収集に係る手数料としてこの表(備考を含む。以下同じ。)に定める額(この表において規則で定めることとされる手数料の額)に600円を加えた額
[略]	[略]	[略]

		30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円
		30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円
[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 一般収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定の場所に排出された粗大ごみを収集することをいう。

3 特別収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定の場所に粗大ごみを排出することが困難である世帯（次の各号のいずれにも該当しない者が属するものを除く。）に属する者の求めに応じ、その者の住居から粗大ごみを収集することをいう。

(1) 介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第123号）第15条第1項の身体障害者手帳、市の判定機関において知的障害であると判定された者に対して交付される療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法

備考

1 [略]

<u>律（昭和25年法律第123号）第</u> <u>45条第1項の精神障害者保健</u> <u>福祉手帳の交付を受けている</u> <u>者</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか，</u> <u>市長が特に必要があると認め</u> <u>る者</u> <u>4, 5</u> [略]	<u>2, 3</u> [略]
---	-----------------

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後				第2条による改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
種別	区分	手数料		種別	区分	手数料	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
3 家庭 から排 出され る粗大 ごみ	[略]	一 般 収 集	[略]	3 家庭 から排 出され る粗大 ごみ	[略]	一 般 収 集	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			30キログラ ムを超える 1粗大ごみ につき1,200				30キログラ ムを超える 1粗大ごみ につき1,200

		円
		30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるものの1粗大ごみにつき3,000円を上限として規則で定める額
	特別収集	[略]
[略]	[略]	[略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のもの（30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるものを除く。）に係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を

		円
	特別収集	[略]
[略]	[略]	[略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のものに係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。

<p>勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p>
---	----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条の規定 令和3年7月1日

(経過措置)

2 略

3 第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、施行日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、附則第1項第2号に規定する施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

5 参 考

当初予算額の推移（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	前年比 (%)								
6 環 境 費	21,422,209	△ 28.6	21,414,073	△ 0.0	22,400,312	4.6	22,427,644	0.1	23,147,486	3.2
1 環 境 総 務 費	11,236,052	△ 3.5	11,445,123	1.9	10,621,199	△ 7.2	11,415,159	7.5	10,667,213	△ 6.6
1 職 員 費	9,991,831	△ 3.1	10,139,638	1.5	9,431,401	△ 7.0	9,563,411	1.4	9,235,825	△ 3.4
2 環 境 総 務 費	1,244,221	△ 6.2	1,305,485	4.9	1,189,798	△ 8.9	1,851,748	55.6	1,431,388	△ 22.7
2 環 境 保 全 費	339,228	△ 5.2	375,013	10.5	452,576	20.7	358,815	△ 20.7	309,258	△ 13.8
1 環 境 保 全 費	339,228	△ 5.2	375,013	10.5	452,576	20.7	358,815	△ 20.7	309,258	△ 13.8
3 廃 棄 物 処 理 費	7,598,593	5.3	7,812,879	2.8	7,939,465	1.6	7,334,732	△ 7.6	7,955,666	8.5
1 ご み 処 理 費	6,573,489	9.1	6,838,087	4.0	6,982,580	2.1	6,355,346	△ 9.0	6,987,164	9.9
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	836,091	△ 11.3	807,226	△ 3.5	778,208	△ 3.6	851,881	9.5	834,381	△ 2.1
3 し 尿 処 理 費	112,324	△ 21.1	93,027	△ 17.2	104,138	11.9	127,505	22.4	134,121	5.2
4 汚 泥 処 理 費	76,689	△ 27.7	74,539	△ 2.8	74,539	0.0	-	皆減	-	-
4 環 境 施 設 整 備 費	2,248,336	△ 79.1	1,781,058	△ 20.8	3,387,072	90.2	3,318,938	△ 2.0	4,215,349	27.0
1 埋 立 処 分 地 費	607,743	75.2	657,925	8.3	721,205	9.6	1,229,290	70.4	883,993	△ 28.1
2 処 理 施 設 整 備 費	1,312,485	△ 8.3	950,061	△ 27.6	2,202,850	131.9	1,760,854	△ 20.1	2,907,829	65.1
3 車 両 整 備 費	79,198	△ 78.7	64,502	△ 18.6	245,499	280.6	221,692	△ 9.7	260,995	17.7
4 事 業 所 等 整 備 費	248,910	74.3	108,570	△ 56.4	217,518	100.3	107,102	△ 50.8	162,532	51.8
合 計	21,422,209	△ 28.6	21,414,073	△ 0.0	22,400,312	4.6	22,427,644	0.1	23,147,486	3.2